

# 北九州市PTA協議会常置委員会に関する細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、北九州市PTA協議会会則第 14 条に規定する常置委員会の任務及び構成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第 2 条 常置委員会の任務は、次のとおりとする。

1 総務委員会

- (1) 教育問題に関すること
- (2) 児童、生徒の健康及び安全推進に関すること
- (3) PTA協議会の今日的諸問題に関すること
- (4) 定款、諸規定の制定変更並びに廃止に関すること
- (5) 対外的事項並びにその他の委員会に属しない事項

2 広報委員会

- (1) PTA協議会広報誌「北九P協新聞」の編集、発行に関すること
- (2) 単位PTAの広報活動の振興に関すること
- (3) PTA活動の調査及び研究に関すること
- (4) その他、PTA広報に関すること

3 母親委員会

- (1) PTAの母親会員の研修及び活動推進に関すること
- (2) 「いじめ」や「非行」等、青少年問題の調査及び研究に関すること
- (3) 家庭教育学級に関すること（必要に応じて、他の委員会と協議する）

4 特別支援教育・研修委員会

- (1) 人権教育研究会、人権教育研修会の積極的な参加と報告
- (2) 人権教育研修会の企画、立案
- (3) 特別支援教育の充実に関する取り組み
- (4) 指導者研修会の企画・立案
- (5) 児童生徒の健全育成に関する研修

(定数及び委嘱)

第 3 条 常置委員の定数は若干名とし、各連合会の推薦により会長が委嘱する。

2 広報委員会に「北九P協新聞」編集代表 1 名を設置することができる。

編集代表は、北九P協新聞編集のため、役員会及び理事会に出席することができる。

(会 議)

第 4 条 常置委員会の招集は、委員長が行う。

(付 則)

- (1) この細則は、昭和 61 年 6 月 18 日より施行する。
- (2) この細則は、昭和 63 年 3 月 18 日に一部改正。
- (3) この細則は、平成 7 年 6 月 2 日に一部改正。
- (4) この細則は、平成 8 年 6 月 4 日に一部改正。
- (5) この細則は、平成 10 年 6 月 5 日に一部改正。
- (6) この細則は、平成 16 年 2 月 24 日に一部改正。
- (7) この細則は、平成 21 年 5 月 29 日に一部改正。